

NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.79

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.79



発行／特定非営利活動法人 NGO 神戸外国人救援ネット(理事長／指本郁)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp * <https://gqnet.jp/>

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

巻頭言

救援ネット設立から30年を個人的に振り返って

吉富 志津代(一般社団法人ひょうごラテンコミュニティ)

1990年の入管法一部改正によって、日本にたくさんの日系中南米人が移住するようになった時、私は当時神戸にあった南米の領事館の職員として仕事をしていました。そこには、毎日スペイン語でさまざまな相談事が寄せられ駆け込み寺状態でした。領事館の大坂移転により私が職を離れたすぐ後の1995年1月に、阪神・淡路大震災が起きたので、業務の延長線上で、被災した中南米の人たちの対応をすることになりました。それで近隣のカトリック教会と連携しつつボランティア活動をしており、外国人救援ネットの設立にもかかわることになったのでした。それまでスペイン語圏の人たちの状況しか知らず、その関係者との情報共有などはしていましたが、救援ネットに集まる個人は、それぞれが多様な外国ルーツの住民と関わり、そこに「困りごと」が山積しているということを実感したのでした。

そこで、多言語相談窓口の開設の必要性が協議され、翌年から常設の相談窓口の活動が始まりました。私はスペイン語の相談員兼コーディネーターを担う事になり、神戸市長田区で同じく設立に関わった多言語のコミュニティラジオ局「FM わいわい」の番組担当兼事務局の業務との兼務をすることになったのでした。

これまで、個別言語ごとの相談活動はあったのですが、NGOによる複数言語で相談できる窓口はありませんでした。被災外国人関連の相談ごとを共有するなかで、解決に向けた課題は出身国を問わず共通で、それはまさに日本社会そのものの課題であることに気づかされました。たとえば、日本では不登校児が34万人にもなっていることが教育現場での課題です。その背景には協調力を身

につけることを目的に、みんなと同じ意見や行動を求められることが多いため、それが「できない」あるいは「したくない」という子どもたちは取り残され排除されやすくなるということから、学校に行きづらくなっています。なかでも、外国出身の子どもたちは「同じように」できないことが多いわけで、不登校状態になりやすいといえます。これは同調圧力が蔓延している大人社会の縮小版のやうなものが、そこに息苦しさを感じている人は少なくないように思います。明らかに言葉や文化や見た目などが同じではない外国ルーツの子どもたちが「行きたい」と思える学校は、不登校状態の子どもたちも同じようにしなくともいいと思える学校であり、違っていることを受け入れていいという教室の環境を作ります。むしろ同じフリをするのではなく違いを受け入れて、時間がかかってもそれをどのように調整していくのかというプロセスでこそ協調性が育まれると思うので、課題解決に向かうと期待できるのです。外国人支援という活動はそれが目的というよりは、その先にある日本の社会変革を目指しているのです。

救援ネットの相談窓口に寄せられる相談ごとは、最近拡大してきた行政の多言語相談窓口がワンストップでは解決できないような複雑な内容で、そこに日本社会の抱える大きな課題が潜んでいます。それを解決するためには、多くの情報と時間と協力者と資金が必要です。30年が経ち、あらためてその原点を振り返るとともに、多様な住民で構成される日本社会の民主的な成熟のために、この活動の継続に協力していきたいとあらためて思っています。



移住連省庁交渉参加報告 (11月17日～11月18日)

2025年11月17日～18日に実施された移住者と連帯する全国ネットワークの省庁交渉に救援ネットから川口フローラ、齋本郁、村西優季が出席しました。

1日目は「技能実習・特定技能」「労働」「入管法・住基法・総合的対応策」「難民・収容」、2日目は「子ども・若者（教育）」「移民女性」「医療・福祉・社会保障」の7つの分野でそれぞれの関連省庁へ要請を出しました。

移民女性の回では、以下の8項目について要請しました。

- 1 移民女性へのDV
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の施策における移民女性支援への体制
- 3 外国人女性の妊娠・出産
- 4 国籍喪失した子の戸籍への記載
- 5 戸籍上の外国国籍者の名前のアルファベット表記
- 6 外国国籍配偶者による離婚届不受理申出の在外公館での受理
- 7 日本人実子を扶養するための定住者を告示定住とすること
- 8 非結核証明書の提出の時期について

移住連省庁交渉にて伝えたメッセージ

川口フローラ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）では官民の連携を掲げていますが、民間の支援の様子を知ってもらうために、以下のメッセージを伝えました。

「兵庫県神戸市から来ました川口フローラと申します。フィリピン出身です。私は日本人の男性とフィリピンで結婚して、来日して29年になります。

私は NGO 神戸外国人救援ネットでタガログ語の通訳をさせて頂きながら、10年前に設立したフィリピンコミュニティ Masayang Tahanan というグループの副代表をやらせて頂いております。

このフィリピンコミュニティの主なメンバーは元DV被害者です。お母さん達と子ども達から始まったグループなんですが、居場所になっているフィリピンコミュニティで支え合いながら、また新しく入ってくる問題を抱えているメンバーにアドバイスをしたり、法的な問題だったら連携のあるグループに繋げています。

この団体では、日本語教室で大人たちが勉強しながら、子どもたちの学習も行っています。日本語教室の後にパソコン教室で社会に出れるように、レベルアップするためにパソコン教室もやっていて、子どもたちにはタガログ語教室もやっています。また、地域のイベントにもいろいろ参加させていただいています。

日本語がほとんど分からないメンバーも居るので、防災カレンダーも作っています。メンバーたちが撮った写真をこのカレンダーにして、日本語とタガログ語で作っています。

こういった活動をやっているんですけれども、私たち支える側には限界があります。慣れない助成金の申請とかやっていながら、本当にだんだん助成金も少なくなっているんです。こういう居場所がなくなるんじゃないかなって、みんな不安を抱えながらやっているので、どうか皆様検討していただきたいんです。よろしくお願ひします。」



2025 年移住連省庁交渉に参加して いつの間にか説明内容を変える厚労省の危うさ

猪木 郁（救援ネット理事長）

2025 年 11 月 17 日、18 日に参議院議員会館で移住連の省庁交渉が行われた。省庁交渉の全容は、移住連の「Mネット」2026 年 2 月号を読んでいただくとして、私が担当した「医療・福祉・社会保障」について、感じたことを報告しておきたい。

要請項目のうち、健康保険の被扶養者の取扱いについて、以前は被保険者に扶養されている家族は在留資格の有無や種類に関わらず生計を一にして所得要件を満たしていれば被扶養者とされており、厚労省もそのことを明確に認めてきた。しかし、2020 年 4 月の国内居住要件を設ける法改定により、厚労省の通知で「住所」を有していることの確認を住民票で行うという取扱いを示した。そのため、それまで健康保険の被扶養者から外されるという事態が発生して、医療が受けられない事態が発生していた。行政の世界では「住所を有する」という用語がよく使われ、法律の条文でもよく出てくるのであるが、これは「住民票がある」ということとは違うということは、行政法の世界では常識である。その実態が重要で、住民票がなくとも住所を有するということは特に珍しいことではない。

そのような実態を受けて、住所を有することを「住民票」でのみ確認するということをやめ「仮放免許可証」「監理措置決定通知書」でも確認できるように求めた。ところが、厚労省の担当者からの回答は「相互扶助の理念によって立つ医療保険制度は、保険料によって運営される支え合いの仕組みであるということを踏まえて、保険料を負担する方のコンセンサスを得られるか」という観点からも、適正な在留資格を有していることが必要」という説明を行った。これはこれまでの取扱いの根拠を変えるもので、住所を有していても住民票がないと被扶養者にはならないということになってしまった。法律の規定を超えて、私は通知で加入者を制限することは適切ではないと伝えた

が、厚労省担当者は在留資格がない人は加入できないという説明を繰り返すばかりであった。そのような説明は納得できないので、在留資格はあるが住民票がない方（在留資格が 3 か月以下の外国人）については、当然加入できるということになるがどう考えるのかと聞いたところ、何も答えることができなかった。

昨年の省庁交渉では、生活困窮者自立支援法による居住支援事業（住居を失った方の宿泊提供事業）について、厚労省社会・援護局生活困窮者自立支援室一時生活支援係長は「在留資格の有無、種類に関わらず利用は可能」とこれまでの取扱いを変更する説明を行った。今年度は、その取扱いを各自治体に徹底してほしいと要請したところ、今年度着任した係長は、「国籍条項はない」とした上で、「居住支援事業の一つであるシェルター事業については、住居を持たない生活困窮者の衣食住を確保するとともに、利用者はシェルター利用中に就労に向けた活動や就労で得た収入を貯蓄することで、利用者がシェルター退所後に自立て生活できることを目的として実施される事業。よって、そのシェルター利用中に就労に向けた活動や就労による収入が得られず、そのシェルター退所後の自立て生活につながらない場合は、その事業の対象にならないものと考えている」という制度の趣旨にも合わない説明を行った。もちろん昨年とは全く違うもので、なぜ昨年と全く違う説明を行うのか、自立を狭く捉えてしまつており法律の趣旨に合わないと説明を求めたが、昨年の回答さえ把握していなかった。

要請の項目は多岐にわたるのだが、満足できる内容はなく、これまでと同じ回答も多いのであるが、大きく後退した回答も目立ったことに大きな危惧を感じている。これが、昨今の排外主義的主張の拡大が影響しているのであれば、事態は極めて深刻である。

移住連法人化 10 周年を神戸から祝いました

飛田雄一（救援ネット理事）

移住者と連帯する全国ネットワーク（以下、移住連）が特定非営利活動法人になって 10 年目。そのことを東京会場と ZOOM でお祝いしました。私は家から ZOOM 参加しました。移住連は、1997 年に「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」として発足し、2015 年に特定非営利活動法人となったのです。ホームページには法人化以前の 2007 年からの活動報告が掲載されています。

私は、1990 年からゴドウィン裁判（スリランカ人留学生の生活保護適用を求める裁判）にかかわることになりました。その関連で、1991 年の関東地域のネットワーク作りを目指した「関東外国人労働者問題フォーラム」（於：埼玉県）にも参加した覚えがあります。

救援ネットは、移住連との関係が深く、運営委員としても齋本郁、村西優季、川口フローラが加わっています。私も運営委員をしていたことがありましたが、もっぱら総会の議長が専門？でした。

今回の集い、救援ネットは、ZOOM サテライト会場（海外移住と文化の交流センター）から RINK の早崎さん、そして川口さんをはじめとするフィリピンコミュニティ Masayanag Tahanana のメンバーと一緒に参加しました。川口さんからの活動報告、川口さんからのアピールがありました。背景の画用紙 5 枚のお祝いメッセージがおそらく東京会場の ZOOM 画面を大きくかざったことだと思います。

東京会場でのいくつかのスピーチのなかで、移住連は理論派、自分は直観派だという野宿者支援グループからのものが印象的でした。元気があり、最後の「きょうの自分の役目は 2026 移住連カレンダーを宣伝することだ。」そうです。毎年いろんな国・地域のあいさつ文とすてきなイラストが楽しみになっています。

移住連を支えることも大切なことです。「まだ会員でないあなた！」、ぜひ会員になって支えてください。議決権のある正会員もいいですが、議決権のない賛助会員、通信購読会員が特におすすめです。最近のニュース満載の充実した通信が届きます。

コロナで参加できていない移住連総会、次回は、対面で参加したいと思っています。「全国のみなさん、救援ネットは不滅です」。よろしくお願ひします。

移住連チャリティカレンダー2026 「お茶はいかが？」



ご注文は
こちらから



<https://migrants.jp/news/office/20250901.html>



赤い羽根ポスト・コロナ(新型感染症)社会に向けた福祉活動応援キャンペーン 外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第5回 活動報告

村西優季 (NGO 神戸外国人救援ネット 事務局)

救援ネットによせられる相談の中には、生活に困窮しながらも各種公的支援施策の利用が困難で、生存の危機にある外国人相談者もいます。このような相談者に対して緊急支援を行うことにより、生活を守るとともに、安心して暮らせる生活基盤を確立してもらうことが必要だと考え、共同募金会の助成金を継続して申請しています。

◇中央共同募金会「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第1回」

(対象期間: 2020年3月～2021年9月)

◇中央共同募金会「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第2回」

(対象期間: 2021年10月～2022年9月 ※助成額到達につき2022年8月で活動終了)

◇兵庫県共同募金会「いのちをつなぐ支援活動応援事業助成」

(対象期間: 2021年4月～12月)

ハラールをはじめとする輸入食料等を購入し、食料を必要とする相談者に提供しました。

◇中央共同募金会「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第3回」

(対象期間: 2022年10月～2023年9月)

◇中央共同募金会「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第4回」

(対象期間: 2023年10月～2024年9月)

◇中央共同募金会「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第5回」

(対象期間: 2024年10月～2025年9月)

「外国人にルーツがある人々への支援活動応援助成 第5回」では、「窮屈する外国人への総合的な生活支援事業」として、以下の活動を行いました。

①相談活動の実施（相談受付。必要に応じて、関連機関への同行支援・同行通訳支援を実施）

②緊急的な支援の実施（シェルターや住居の確保支援、食料支援、衣類や生活必需品の提供等）

③自立促進支援の実施（シェルターを出た後の転居先探し等を実施）

助成期間内に、住まいを失くした14世帯（19人）へ宿泊支援を実施しました。相談者の国籍は、フィリピン3、ネパール2、アフガニスタン、イラン、イギリス、ナイジェリア、ニュージーランド、バンガラディシュ、ミャンマー、モロッコ、日本（フィリピンルーツ）。男性10人。女性7人、子2人でした。配偶者からの暴力で家を出なくてはならなくなつた方が男女問わず居ました。他には、住み込みの仕事を解雇され、同時に住まいも失つてしまつた方も居ました。

また2025年4月～9月には月に1回食料支援を先述の14世帯（19人）+10世帯（25人）に実施しました。10世帯の国籍の内訳は、シリア2、フィリピン2、ウガンダ、タイ、ナイジェリア、ミャンマー、ラトビア、ルーマニアでした。

最後に、赤い羽根・共同募金会へご寄付頂いた皆さまへ感謝を申し上げます。またこの度、中央共同募金会「被害者やその家族等への支援活動助成」（対象期間: 2025年10月～2026年9月）も頂けることになりました。今後も、私達は誰もが安心して、自分らしく生きられる多文化共生社会の実現を目指して、日本で暮らす外国人、外国にルーツを持つ方の支援活動に励んでまいりたいと思います。引き続きお力添えくださいますようよろしくお願ひ申し上げます。



ひょうご人権ジャーナル・きずな 2025年9・10月号より

テーマ

外国人の人権保障



多言語生活ホットライン

難民認定申請

04

多様な人々が共に暮らせる
社会の実現をめざして

特定非営利活動法人
NGO神戸外国人救援
ネット事務局
むらにし ゆうき
村西 優季さん

大阪市出身。10代をアメリカ・シカゴで過ごす。「外国人」として暮らした経験から、母国日本で暮らす外国人の支援活動に携わりたいと考え、関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科に入学。卒業後はNGO神戸外国人救援ネットにて事務局として携わる。移住者と連帯する全国ネットワーク運営委員ほか。社会福祉士。

震災から30年、救援ネットのあゆみ

NGO神戸外国人救援ネットは、阪神・淡路大震災直後に発足した「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」の分科会「外国人救援ネット」から活動が始まりました。在日外国人の人権問題に取り組んでいたNGOや個人が集まり、活動を始めた当初は、義援金、治療費、弔慰金が一部の外国人に支給されないという「問題」に取り組みました。活動開始から30年、現在も外国人の人権と生活の保障をめざして、相談・支援活動を続けています。

多言語生活ホットライン

現在は、毎週金曜日、土曜日、日曜日に多言語生活ホットラインを行っています。相談内容は、在留資格、労働問題、社会保障、教育、DVなど多岐に渡ります。また、問題解決のために、入管や役所、法律事務所をはじめ、保育所や小・中学校、病院、警察署、不動産会社など他機関等へ相談員・通訳者が同行支援を行っています。

「永住者」や「日本人の配偶者等」といった入管法別表第二に挙げられる在留資格を持つ方は、例えば生活に困窮したら生活保護を申請することができます。しかし「技術・人文知識・国際業務」「留学」「家族滞在」などの入管法別表第一に挙げられる在留資格を持つ相談者の場合は生活保護の申請ができません。在留資格の種類によって受けられる社会保障が限られてくるので、相談を聞いても公的な支援に繋げられず、民間の支援団体等でインフォーマルな支援しかできないこともあります。

難民認定申請者からの相談

難民認定申請者の方は、在留資格を有する間に難民申請をして「特定活動」の在留資格を持っている方もいれば、一度オーバーステイになってしまい、その後「仮放免」となっている方もいます。「仮放免」だと住民登録ができないので、国民健康保険にも加入できず、就労することもできません。難民事業本部の保護費や、他者からの援助を受けないと生きていけない状況下に置かれ、申請結果を何年も待つことになります。

相談者Aさんは、母国で、とあるグループのメンバーだと疑われたことで迫害に遭い、先進国である日本なら新たな人生が歩めると思い来日されました。しかし「疑われた」ことで暴行を受け、実際にはそのグループのメンバーではないので、その理由だけでは難民として認められませんでした。「仮放免」で10年近く日本に滞在していましたが、昨年入管法が改定され、3回目以降の難民申請者は強制送還される可能性が出て来たので、国際移住機関に相談し、帰国されました。

以前、病院に通訳同行し、診察の順番待ちをしている時にAさんが「自分は日本で難民として認めてもらい、仕事をして日本社会に貢献しながら人生を歩みたかった。こうして世話になるために日本に来たわけではない」と仰っていたことが胸に残ります。

共に暮らせる社会の実現をめざして

難民認定申請者に限らず、問題が解決すれば、少し生活環境が整えば、自立していく相談者も多くいます。その人が本来持っている能力を発揮できる環境づくり、サポートが必要だと日々感じながら活動をしています。

⑥

2025(令和6)年9・10月号 きずな



チャリティーバザー＆フードフェストに出店 10/12

10月12日(日)カトリック神戸中央教会の「チャリティーバザー＆フードフェスト」に出店させてもらいました。救援ネットスタッフやその家族、友人、知人、元相談者から、使わなくなった小型家電や家具、食器、本、衣類、靴、小物などを提供してもらい、販売しました。また救援ネットのブースには、募金箱も置かせて頂きました。

バザー数店舗、各国の食べ物の屋台、ステージパフォーマンスが行われました。普段から色々な国籍やルーツの方がミサに来ているカトリック神戸中央教会ならではのイベントでした。また地域の方々も足を運んでくださっているのも印象的でした。

天候が心配されましたが、盛況で、約3万円の売り上げがありました。また募金も約4000円頂きました。当日のバザーの売り上げ及び募金は全て救援ネットの活動資金に充てさせて頂きます。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。



共感寄付へのご協力ありがとうございました

NGO 神戸外国人救援ネットは、2024年9月1日から2025年8月31日までの間、ひょうごコミュニティ財団が実施する「共感寄付」に参加し、「言葉と制度の壁を越えて。困難を抱える外国人の相談・支援活動」のため 200万円を目標として寄付をお願いいたしました。

その結果 67件、計 817,500円の寄付をお寄せいただきました。寄付をしてくださった皆さま、事業にご協力をいただいた皆さま、本当にありがとうございました。頂きました寄付は、困難な状況にある外国人への相談や通訳といった支援活動に、大切に活用させていただきます。

この度、目標金額の残りを達成するために、引き続き「共感寄付」に参加することになりました。共感寄付を通じてご寄付を頂くと、寄付控除(税額控除あるいは所得控除)の税制優遇を受ける事ができます。

日本で生活する外国人、外国にルーツを持つ方は増加していきます。深刻な相談が次々と寄せられる状況は広がっており、救援ネットの役割はますます重要になっていくと認識しています。しかし、今年度は公的な助成金が大幅に減少し、財政的に厳しい状況が続いております。そのため、皆様の温かいご支援を、引き続き共感寄付という形で賜りたく、寄付活動を継続いたします。

どうか、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

共感寄付に関するご案内は、同封のチラシ、または下記のホームページよりご覧いただけます。

ひょうごコミュニティ財団 共感寄付 <https://hyogo.communityfund.jp/kyokan/project/7-e/>
NGO 神戸外国人救援ネット <https://gqnet.jp/>

事務局からのお知らせ

年末年始の事務局・ホットライン開室時間について

2025年12月28日（日）9:00～17:00 ホットライン・事務局業務最終日

2026年1月2日（金）10:00～16:00 ホットラインのみ

2026年1月4日（日）9:00～17:00 ホットライン・事務局業務開始日

主な事務局活動

* 毎週（月・水・金・土・日）事務局開所

*（金）多言語生活相談ホットライン、（土・日）ひょうご多文化共生総合相談センター

2025年7月～2025年11月

7月14日（月）外国人県民共生会議

7月14日（月）運営委員会

7月16日（水）居住支援ネットワーク会議【オンライン】

7月31日（木）生活医療ネット関西ミーティング【オンライン】

8月20日（水）HYVIS 定例会

9月6日（土）移住連拡大運営委員会【オンライン】

9月8日（月）運営委員会

9月11日（木）協議離婚問題研究会（リコンアラート）会議【オンライン】

9月24日（水）GONGO テーマ：令和6年の入管法改正について

10月13日（月祝）移住連NP010周年記念シンポジウム

10月15日（水）HYVIS 定例会

10月20日（月）運営委員会

11月10日（月）運営委員会

11月11日（火）協議離婚問題研究会（リコンアラート）会議【オンライン】

11月17日（月）～18日（火）移住連 省庁交渉

11月19日（水）居住支援ネットワーク会議

事務局開所時間

月・水曜日：10:00～18:00 / 金曜日：10:00～20:00 / 土・日曜日：9:00～17:00

生活相談ホットライン

金曜日：英語、タガログ語、スペイン語（10:00～20:00）、ポルトガル語（13:00～20:00）、中国語、ベトナム語、ロシア語（事前予約制）

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。

2025年多くの方々よりご支援を頂きましたことをスタッフ一同感謝致します。

日本で暮らす外国人・外国にルーツを持つ方々への継続的な同行支援、生活相談が

今後も行えますよう、皆様の変わらぬご協力をよろしくお願ひ申しあげます。

どうか皆さま、よい年末年始をお過ごしください。

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

または共感寄付からもご寄付頂けます。詳しくは同封のチラシをご覧ください。